

# 母子保健サービス要員の研修方式に関する研究

宮坂忠夫

はじめに、本研究のすすめ方に関し、①その具体的ねらい、②母子保健サービスの体制およびマンパワーと研修のあり方との関係、③ここで取りあげる研修のレベルの問題 — 中央だけか都道府県レベルも含めるか、④研修の対象者の範囲、⑤研修の評価のしかた等について検討された。

その結果、さしあたり、中央ならびに都道府県等において現在行われている種々の研修に関し研修の対象については少なくとも保健婦を中心とすることとし、①研修のねらい、②方法、③内容、④主催者側の対象者の選定条件、⑤送り手側の対象者の選定条件、⑥受講者の意見等に着眼して、検討することにした。

## I. 中央における研修の状況

### 1. 国立公衆衛生院

専攻課程（期間1年、関連が深いのは主に医学科〔昭和52年度4名〕ならびに看護学科〔同24名〕）と基礎課程（4か月、医学科13名）については、準必須科目（全員受講）である「発育と加齢」（15時間）と選択科目である「母子保健学」（45時間、主に保健婦16名受講）があるほか、特別課程・青年期保健（昭和52年度は医師と保健婦等7名ずつ、約5週間）が行われている。この課程は、「青年期保健概論」「思春期の保健」「性教育」「青少年問題」「婚前・新婚指導」「遺伝・優生」等の科目によって構成されている。

専攻課程は母子保健のみを対象とするものではなく、職種別のpost-graduateあるいは大学院修士レベルの長期研修であり、特別課程はさらにその後のadvanced courseであると考えられる。

### 2. 母子愛育会

母子愛育会は、昭和24年以来、医師・保健婦等に対し、母子保健に関する種々の研修を実施し、今までに医師1,182名、保健婦2,000名前後が受講している。母子保健問題ならびに社会情勢の変

化に対応して種々の方式がとられているが、その主なものは以下のとおりである。

(1) 医師講習会、昭和24年から48年まで、計982名受講。

医師（保健所）地区別講習会、49年から、1回3日間、新しい問題の解説、今までに9回実施、計200名受講。

(2) 保健婦助産婦講習会(イ)

看護婦助産婦（病院勤務）講習会(ロ)ともに昭和24年から、期間約1か月、年2～3回実施。1回30名前後。最近は主に(イ)の方を行っている。

(3) 都道府県・政令市母子保健係長講習会、49年から、5日間、計45名受講。

(4) 保健所保健婦長講習会、49年から、14日間、計88名受講。

(5) 母子保健夏季セミナー（保健婦・助産婦）48年から、3～5日間、計225名。

(6) 市町村母子保健事務担当者研修会、48年から、3日間、計70名。

(7) 愛育班長研修会、46年から、3～5日間、年2～3回、1回20名前後。

(8) 愛育班育成者研修会（市町村保健婦）46年から9日間、年1～3回、1回20名前後。

(9) 母子衛生関係者講習会修了者研究集会、26年から、年1～3回、1日間、全国各地で開催。

以上のように、始めは職種別であったものが、その後、役割あるいは任務別に行われるようになっていく。愛育会の研修計画として、ひとつの体系を持っているといえる。

### 3. 日本看護協会

この協会では、管理・教育・リーダーシップコース、総合コース、領域別コース（最長6か月、他は10日～4週間）の3種類を行っているが、領域別5種の中に「母性看護」と「小児看護」とが含まれている。期間はともに4週間で、“実践

能力を高める”ことをねらいにしており、事例研究・ワークショップの時間が多い。対象者数は1回50～70名。

このほか、保健婦部会支部主催の研修会が実施されており、母子保健全体あるいはその一部がテーマになっている。期間は1～10日間、参加人員は巾が広く15～400人で、講演会形式のものも含まれる。(なお、アメリカ看護協会の資料によれば、アメリカの場合、同協会の認定のもとに、種々のテーマについて、看護協会・大学・州政府等によって、研修が行われている。)

#### 4. 日本家族計画協会

事実上この協会の世話で行われている研修には、この協会のものと他のものがある。

この協会のもの

(1) 家族計画指導者(主に保健婦・助産婦)の研修:ブロック別指導者研修会(1～2日間、1回300～800人)、県別研修会(1～2日間、1回100～400人)、婚前・新婚学級指導者セミナー(3日間、1回50～130人)がある。

(2) 遺伝相談関係:遺伝相談カウンセラー(医師)養成のための研修会(10日間、1回35人)ならびに遺伝相談補助者(パラメディカル)養成のための研修会(4日間、60人)がある。

他のもの

(3) 日本家族計画連盟の受胎調節実地指導員認定講習会(10日間、保健婦・助産婦、昭和52年度109人)

(4) 母子保健推進会議(社団)の推進員研修会(県別、1日間、1回150～500人)、婚前学級(県別、1～2日間、保健婦・助産婦、1回200人)。

(5) 全国母子健康センター連合会(社団)の母子保健体操の講習(県別、1日間、保健婦・助産婦、1回30～170人)、安産教室講習会(同前)、歯科衛生講習会(1日間、保健婦を含む、1回50～150人)。

なお、以上のうち2-(1)の医師地区別講習会、3の分、4-(1)のセミナー、4-(2)、4-(3)は有料もしくは参加費を必要とするが、他はすべて無

料である。

## II 受講者の意見

上記Iに述べた研修のうち、母子愛育会・家族計画協会・看護協会の研修について、一部受講者の意見を得ることができた。その結果は、受講者の経歴・経験等により多少意見の相違がみられたが、全体としては、新しい知識を得ることが有意義であること、見学・実習が有効であること、受講者間の情報交換も重要であることが、多くあげられていた。

また週に1回、1年間、大学の研究生あるいは研修生としての経験をした者から、これが、広い考え方を身につけることと、問題解決のための学習として役立ったことが強調された。

## III 送り手側の意見

送り手側の意見については、衛生部長は、中央における研修を、いわゆる幹部養成の一環として考えていること、看護係長は、地方では得られないことを期待する一方、研修者間の情報交換も重視していること等が確かめられた。

## IV 都道府県における研修の状況

厚生省地域保健課から各都道府県に依頼した、保健婦業務研修会開催状況に関する調査報告を、集計した結果からみると、県の看護業務や母子保健業務の体制による違いや、回答者の考え方による相違があると思われる一方、保健婦業務の研修ならびに母子保健関係の研修について、県により相当のバラツキがあることがわかった。

県によっては、県レベルのほか、ブロックあるいは保健所レベルでかなり数多く行っているところがあり、また開催期間にも1日から1週間とかなりの巾があった。母子保健だけをテーマとする研修は実施していないと回答した県が1/4近くもあった。

## V まとめ

上記に関する検討を通じて、現在、中央ならびに都道府県等において、種々の研修が行われており、一定の効果をあげていると思われる一方、以

下のような問題があることが指摘された。

1. 母子保健サービス要員の研修について

その職種あるいは役割別に、中央ならびに都道府県を通じ、また研修機関に関し、体系化をはかる必要があること。少なくとも、研修機関相互の連けいが不可欠であること。

2. この場合、特に保健婦業務に関し、その専門制が問題になりうるが、少なくとも母子保健指導担当者が、都道府県等に必要であること。

3. 研修の体系化をはかるにあたっては、母子保健の推進に際し地域特性を充分考慮する必要があること。換言すれば、地方性を充分加味しなければならないことに留意する一方、研修の方式に関しOn the Job TrainingとOff the Job Trainingの両面から考える必要があること。

4. 研修に関し、その目的・必要性を明確にすると同時に、より厳格な評価を必要とすること。この場合、従来の研修の多くについては、研修を受ける者のキャリアがきわめて多様であり、研修上のニードと研修生のニードとが必ずしも一致していなかったと思われることに留意する必要があること。

5. 研修内容に関連しては、医学的な新しい動向だけでなく、地域における母子保健計画（ルーティンのもとの新しいもの）の樹立・実施に関するもの、さらにリーダー（担当者）養成にかかわるものがあること。

6. 内容に関し、換言すれば、一般的に医学的な関心を中心になっており、母親および乳幼児の全生活面にかかわるプログラムに欠ける点が少ないこと。たしかに、虚弱児、疾病・障害児、新生児、先天異常児に対する対策は緊急を要する課題であるが、一方圧倒的多数が正常児であるので、それらの生活について何らかの理解と指導課題を取りあげることが必要と考えられること。

7. 方法については、問題解決学習的な方法に特に留意することが重要である一方、研修用の教材開発は不可欠の課題であること。

8. 研修後のafter careを考慮すること。

9. 都道府県における研修に関する考え方、予算、人選、施設など行政上の問題についても検討が必要であること。

10. 研修の実態について、より詳細に調査する必要があること。

なお、以上の研究については、研究協力者の松田 朗、湯沢布矢子、伊藤みよ、高石昌弘、田中恒男、高橋悦二郎、杉田ちづ子、近 泰男の各先生のほか、中原俊隆（厚生省母子衛生課）、日暮真（東大医・母子保健学教室）の両先生、ならびに筆者の教室の川田智恵子、佐久間 充両助手の協力を得た。

以上

↓ **検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

はじめに,本研究のすすめ方に関し, その具体的なねらい, 母子保健サービスの体制およびマンパワーと研修のあり方との関係, ここで取りあげる研修のレベルの問題 - 中央だけか都道府県レベルも含めるか, 研修の対象者の範囲, 研修の評価のしかた等について検討された。

その結果,さしあたり,中央ならびに都道府県等において現在行われている種々の研修に関し研修の対象については少なくとも保健婦を中心にとすることとし, 研修のねらい, 方法, 内容, 主催者側の対象者の選定条件, 送り手側の対象者の選定条件, 受講者の意見等に着目して,検討することにした。